

全国市議会旬報

第 2181 号

ぜんこくしぎかいじゅんぽう

令和4年 (2022年) 1月25日
 毎月3回5の日に発行
 発行 全国市議会議長会

〒102-0093
 東京都千代田区平河町2-4-2
 代表 TEL 03 (3262) 5234
 旬報 TEL 03 (3262) 2309
 発行人 橋本 嘉一
<https://www.si-gichokai.jp>



清水会長

「来年 統一地方選までに法改正を」

第33次地方制度調査会 発足

首相諮問

「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める」



第33次地方制度調査会の模様 (総務省提供)

第33次地方制度調査会が1月14日、雄首相が、コロナ後を見据えた地方制度のあり方について諮問、本会



橋自民党PT幹事長(左から2人目)と清水会長(右から2人目)ら三議長会代表

清水富雄本会会長ら三議長会代表は、第33次地制調出席の前に、橘慶一郎自民党「地方議会の課題に関するPT」幹事長を訪ねた。三議長会とも、来年の統一地方選までに地方議会位置付け・議員職務の法制化などを求める決議を採択しており、その実現に向け、同党の支援を求めた。

はじめ三議長会代表は、来年の統一地方選挙までに地方議会の位置付けや議員職務を明確に規定する地方自治法改正を実現するよう要望した。同調査会は今後2年かけて審議する。

委員は、学識経験者、国会議員、地方六団体代表の計30人。この中から会長に市川晃住友林業会長を互選した。同氏は第32次地制調に続いての会

岸田首相はあいさつで「コロナ後を見据えた、あるべき国と地方の関係等を議論する時期にきている。地方行政もデジタルを前提としたものに変革していくことが求められる」と述べ、時代に即した地方制度を検討していく必要性を強調した。出席委員の意見表明で、本会の清水富雄会長(横浜市会議長)は「新

型コロナウイルス感染症への対応」として、特別措置法に基づく都道府県知事の権限・財源を、指定都市・中核市・保健所設置市へ移譲できるような制度設計の検討を要望。「大都市制度のあり方」として「特別自治市」制度の法制化など多様な大都市制度の早期実現の検討を求めた。

「活力ある地方議会の創出」としては、来年の統一地方選までに、地方議会の位置付け、議員職務を法制化することや、立候補に伴う労働法制を見直すよう要望した。

本会は同調査会発足に先立ち、1月11日付で「地方議会の位置付け及び議員の職務を明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める緊急決議」を採択。清水会長が、調査会事務局である総務省自治行政局の吉川浩民局長に第1回会合終了後、提出した。

表① 議員の性別構成の推移(直近10年)

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
男性	17,525 (86.6%)	17,272 (86.5%)	16,998 (86.2%)	16,585 (85.6%)	16,468 (85.4%)	16,327 (85.2%)	16,134 (84.8%)	15,769 (83.5%)	15,676 (83.2%)	15,514 (82.8%)
女性	2,709 (13.4%)	2,694 (13.5%)	2,711 (13.8%)	2,785 (14.4%)	2,816 (14.6%)	2,845 (14.8%)	2,888 (15.2%)	3,120 (16.5%)	3,167 (16.8%)	3,224 (17.2%)
合計	20,234	19,966	19,709	19,370	19,284	19,172	19,022	18,889	18,843	18,738

表② 議員の年齢構成

年齢構成(歳) 議員数(人)	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	平均年齢	
男性	15,676	58 (0.4%)	709 (4.5%)	2,267 (14.5%)	3,484 (22.2%)	5,452 (34.8%)	3,362 (21.4%)	182 (1.2%)	60.2歳
女性	3,224	11 (0.3%)	175 (5.4%)	497 (15.4%)	930 (28.8%)	1,189 (36.9%)	413 (12.8%)	9 (0.3%)	58.0歳
合計	18,738	69 (0.4%)	884 (4.7%)	2,764 (14.8%)	4,414 (23.6%)	6,641 (35.4%)	3,775 (20.1%)	191 (1.0%)	59.8歳

※割合(%)は、男女それぞれの議員数に占める割合、合計は全議員数に占める割合(小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある)

直近10年での議員の性別構成の推移について表①にまとめた。

男性議員は昨年から162人減の1万5514人(82.8%)、女性議員は昨年より57人増の3224人(17.2%)となり、直近10年で最も女性議員の割合が多くなった。

近年の市議会での議員定数減に伴い、男女合計男性議員の人数が減少し続ける一方、女性議員は増加傾向にある。

女性議員の割合は調査開始時の平成20年(12.6%)から毎年増加傾向

議員の性別・年齢構成

直近10年での議員の性別構成の推移について表①にまとめた。

男性議員は昨年から162人減の1万5514人(82.8%)、女性議員は昨年より57人増の3224人(17.2%)となり、直近10年で最も女性議員の割合が多くなった。

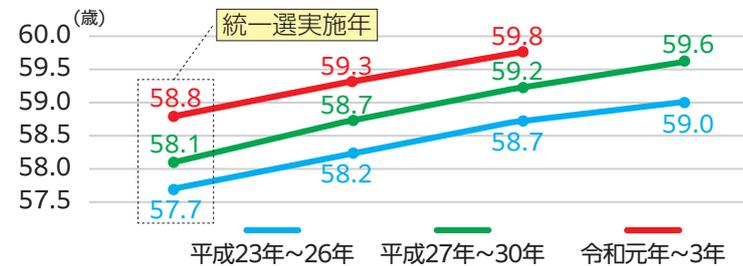
本会は昨年、「市議会議員の属性に関する調査(令和3年7月集計)」を公表した。女性議員の増加傾向は続いているものの、全体では17.2%にとどまっている。調査は全国815市区を対象に実施、回答時の議員数は1万8738人だった。

令和3年市議会議員に関する調査

女性議員 17.2%

増加もペース緩やか

グラフ① 議員の平均年齢の推移構成(直近10年)



直近10年の推移を比較すると、統一選の年である平成23年、27年、令和元年に一旦年齢が下がるものの、全体では高年齢化の流れが続いている(グラフ①)。

男女別では、60代の議員が男性34.8%、女性が36.9%と男女ともに最多となった。また、女性

議員の年齢構成(表②)を男女合計で見ると、60代が最も多く、議員全体の35.4%を占める。次いで50代の23.6%、70代の20.1%と続く。

男女合わせての平均年齢は59.8歳で、令和2年から0.5歳高くなった。

議員の在職年数(表③)を見ると、議員全体で割合が高い年数は「10~20年未満」の39.8%。次いで「5~10年未満」の26.5%、「5~10年未満」の21.6%が続く。

男女別に見ると、男性では在職年数5年未満の議員の割合が24.9%(3868人)に対し女性では33.9%(1094人)となるなど、男性に比べ女性の方が在職年数が短い傾向にある。在職

直近10年の推移を比較すると、統一選の年である平成23年、27年、令和元年に一旦年齢が下がるものの、全体では高年齢化の流れが続いている(グラフ①)。

男女別では、60代の議員が男性34.8%、女性が36.9%と男女ともに最多となった。また、女性

議員の在職年数(表③)を見ると、議員全体で割合が高い年数は「10~20年未満」の39.8%。次いで「5~10年未満」の26.5%、「5~10年未満」の21.6%が続く。

男女別に見ると、男性では在職年数5年未満の議員の割合が24.9%(3868人)に対し女性では33.9%(1094人)となるなど、男性に比べ女性の方が在職年数が短い傾向にある。在職

直近10年の推移を比較すると、統一選の年である平成23年、27年、令和元年に一旦年齢が下がるものの、全体では高年齢化の流れが続いている(グラフ①)。

男女別では、60代の議員が男性34.8%、女性が36.9%と男女ともに最多となった。また、女性

直近10年の推移を比較すると、統一選の年である平成23年、27年、令和元年に一旦年齢が下がるものの、全体では高年齢化の流れが続いている(グラフ①)。

男女別では、60代の議員が男性34.8%、女性が36.9%と男女ともに最多となった。また、女性

表③ 議員在職年数

在職年数	5年未満	5~10年未満	10~20年未満	20~30年未満	30~40年未満	40~50年未満	50年以上
男性	15,514	3,868 (24.9%)	3,349 (21.6%)	6,350 (40.9%)	1,402 (9.0%)	457 (2.9%)	82 (0.5%)
女性	3,224	1,094 (33.9%)	705 (21.9%)	1,116 (34.6%)	251 (7.8%)	56 (1.7%)	2 (0.1%)
合計	18,738	4,962 (26.5%)	4,054 (21.6%)	7,466 (39.8%)	1,653 (8.8%)	513 (2.7%)	84 (0.4%)

※市議会議員としての在職年数 ※割合(%)は、男女それぞれの議員数に占める割合、合計は全議員数に占める割合

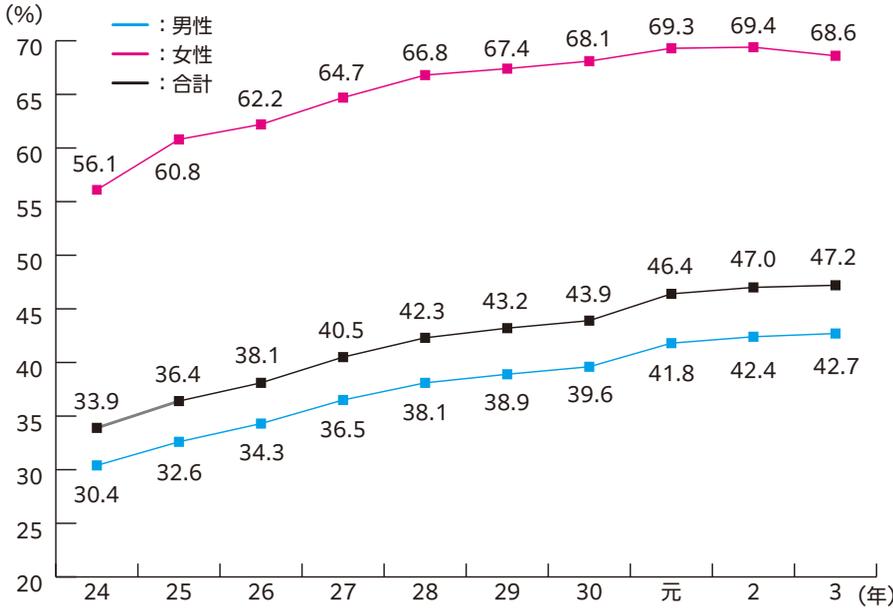
【3面に続く】

表④ 在職10年未満議員の全体に占める割合の推移

年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
議員数(人)	20,234	19,966	19,709	19,370	19,284	19,172	19,022	18,889	18,843	18,738
在職10年未満の議員数、割合(人、%)	12,024 (59.4%)	11,721 (58.7%)	10,733 (54.5%)	10,772 (55.6%)	10,990 (57.0%)	9,526 (49.7%)	9,715 (51.1%)	10,696 (56.6%)	10,406 (55.2%)	9,016 (48.1%)

※割合(%)は、男女それぞれの議員数に占める割合、合計は全議員数に占める割合

グラフ② 議員の専門割合の推移(直近10年)



【2面から続く】
 年数20年以上の議員に
 関しても、男性12・5%
 (1947人)に対し女性
 性が9・6%(309人)
 となつてゐる。
 在職年数10年未満の議
 員は男女合計で48・1%
 (9016人)となり、前
 年より7・1%下落(表
 ④)。また、男女別では、
 男性が46・5%に対し女
 性が55・8%となった。

表⑤ 専門議員の状況

性別	議員数(人)	専門議員(人)
男性	15,514	6,626 (42.7%)
女性	3,224	2,213 (68.6%)
合計	18,738	8,839 (47.2%)

※かつこ内は性別・合計の議員数に占める割合

議員の兼業状況
 議員の兼業状況の調査結果から、専門議員の数と割合を表⑤としてまとめた。
 専門議員の割合は、全体で47・2%となり、前年から0・2%増の過去最高となった。男女別では、男性が42・7%と前年比0・3%増で過去最高、女性が68・6%で前年から0・8%の減となった。
 直近10年の議員の専門割合の推移(グラフ②)を見ると、男女合計の専門割合は毎年増加している。
 また、調査開始当初の平成20年より一貫して、男性議員より女性議員の方が専門割合が高い傾向を兼業している議員の最多職業は「農業・林業」で、全体の10・5%。次いで「卸売・小売業」の5・6%、「建設業」の3・9%、「製造業」の3・4%が続く。

表⑥ 市議会事務局職員数(全国・人口段階別平均職員数)

人口(人)	5万未満	5万~10万未満	10万~20万未満	20万~30万未満	30万~40万未満	40万~50万未満	50万以上	指定都市	全国
市区数	286	246	151	47	29	21	15	20	815
平均職員数(人)	4.5	5.9	8.6	13.1	16.4	18.0	20.0	34.2	8.0

※臨時・非常勤職員を除く

議会事務局職員数
 市議会事務局の人口段階別の平均職員数は表⑥の通り。

令和3年提案募集 対応方針を閣議決定
 政府は昨年12月21日、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した。市町村が土地改良法に基づき災害復旧工事を行う場合の議会の議決を不要とするなどの対応方針を決定、法改正事項は、一括法案などを今年の通常国会に提出する。
 全提案220件のうち、内閣府と関係省庁との間で調整を行う160件を検討。90・6%に当たる145件で「見直し」などの対応方針を示した。移譲事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置、マニュアル整備なども進める。
 本紙は、政府が「重点事項」に掲げたものうち、2市以上が提案した項目の対応について4面表にまとめた。

「重点事項」のうち 2 市 (※) 以上が提案した項目の主な対応方針

※指定都市市長会などを含む

提案名 / 提案団体	提案の概要	主な対応方針の概要
「小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化」 さいたま市、川越市、川口市、越谷市	小児慢性特定疾病指定医の指定や更新等を受けようとする医師が複数の都道府県等が異なる医療機関に勤務する場合、主として診断を行う医療機関のある都道府県等のみ申請で足りるよう見直す	令和 3 年度中に省令及び「小児慢性特定疾病指定医の指定について」を改正し、診断を行う医療機関のある一の都道府県知事、指定都市・中核市・児童相談所設置市の長にのみ申請を行うこととし、その旨を都道府県等及び関係機関に周知する。
「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出方法の見直し」 姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、京都府、堺市	「市町村子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みの算出方法について、各市町村が実情に応じて選択できることを明確化し、現在の利用希望把握調査に基づく算出方法以外の方法についても示すよう見直す	アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和 4 年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討し、4 年度中を目途に結論を得る。それに基づいて必要な措置を講ずる。
「要介護・要支援認定の有効期間の延長及び手続の見直し」 さいたま市、川越市、野々市市、指定都市市長会	要介護・要支援認定について、①新規申請及び区分変更申請における有効期間を原則 12 か月、上限 24 か月に延長②第一号被保険者 (65 歳以上) の更新申請で一定の要件を満たす介護認定審査会の簡素化対象者は、事前に当該審査会から包括的同意を得ることで通知を省略する	新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
「管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し」 大阪市、堺市	指定居宅療養管理指導事業所となっている薬局に配置された管理栄養士が主治医の指示の下で居宅療養管理指導を可能とする	社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、5 年度中に結論を得る。それに基づき必要な措置を講ずる。
「国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し」 春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市	70 歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者に係る自己負担割合の軽減を市区町村において把握している収入情報に基づき行えるようにする	国民健康保険における療養の給付を受ける場合の一省令を改正し、市区町村が当該被保険者等の負担割合が 2 割となることを確認できる場合は、世帯主からの申請によらず負担割合を 2 割とすることを可能とする。
「被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る通知方法の明確化」 仙台市、札幌市、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る通知方法を法令等で明確にする	居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和 5 年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
「障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等」 京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、八王子市	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の 2 倍である 6 年に延長する	障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、4 年中に結論を得る。それに基づき必要な措置を講ずる。基本指針の改正・「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係る Q&A」の地方公共団体への送付は、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。
「農業委員会委員の過半数を認定農業者等とする法定要件の緩和」 安城市、福井市	認定農業者等が農業委員会委員の「過半数」を占めなければならない要件の引き下げ・例外的に委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の基準緩和	今年度中に省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。
「新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の存続期間の延長」 八王子市、さいたま市、横浜市	新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時の医療施設などの応急仮設建築物について、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、特定行政庁が 2 年 3 か月を超えて存続期間を柔軟に延長可能にする	特定行政庁が一定の手続を経て、安全上・防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2 年 3 か月を超えてその存続期間を延長することを可能とする方向で検討し、3 年度中に結論を得る。それに基づき必要な措置を講ずる。
「土地改良法に基づき市町村が定める応急工事計画に係る議会議決を不要とする見直し」 那須塩原市、さくら市	市町村が土地改良法に基づき災害復旧工事を行う場合の議会の議決を不要とする	市町村が災害又は突発事故被害のため急速に行う土地改良事業については、その応急工事計画に係る議会の議決を不要とするなど、都道府県と同様の手続とする。
「地籍調査における既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化」 京都市、堺市、那須塩原市、佐野市、さくら市、那須烏山市	市町村等の地籍調査の実施にあたっては、その成果が登記所に送付された際に登記官の修正指示を最小限とし地籍図等としての備付けを行うこととなるよう、既存公図と現地の乖離に係る修正方針を統一・明確化することを求める	地籍調査における筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を法務局及び地方法務局並びに地方公共団体に令和 3 年度中に通知する。運用状況や関係者の意見等を踏まえつつ、随時見直しを図ることとする。
「地方創生関係の計画の整理・合理化」 神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、京都市、岡山市	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付ける。もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とする。	地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和 5 年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
「地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定」 今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市	地方版消費者基本計画の位置付けの明確化および地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることの明確化、消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の計画期間を一致させ、地方において計画を統合して作成しやすくする	地方版消費者基本計画の策定状況のホームページ等における公表については、地方公共団体名を明示しないこととする。
「住民基本台帳ネットワークの利用事務の拡大」 京都市、堺市、神戸市	住民基本台帳法別表及び同法別表に関する省令に、空家等対策の推進に関する特別措置法・国土調査法に関する事務並びに公営住宅の家賃等の徴収に関する事務を追加する	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査に関する事務を処理する場合には住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることを可能とする。